第2号様式(第5条関係)

奈総契　第34号
令和8年 10月 22日

# 苦情申立回答書

[redacted] 様

奈良市長

印

令和8年9月25日付けで提出のあった苦情の申立てに対し、下記のとおり回答します。

記

| | |
|---|---|
| 苦情の申立ての対象となる工事・業務名又は入札参加停止等の措置内容 | 電線共同溝整備工事に伴う現場技術業務委託 |
| 苦情の内容及びその根拠 | 令和8年9月18日(金)付の「不適格理由回答書」では3の入札参加不適格の理由として、提出期限とした令和8年9月14日(月)午前10時までに入札参加資格を証明できる書類の提出がなかったため。とされていますが、令和8年9月11日(金) 14:00には下記1～6の書類を担当技術者の[redacted]と共に持参し、5階エレベーター前の応接椅子で契約課に説明し、提出しています。提出期限とする令和8年9月14日(月)午前10時は過ぎていません。<br>上記苦情の内容及び電線共同溝を示すのは契約書、設計書をもってのみ電線共同溝を明確に示すものではなく、むしろ仕様書、図面の方が具体的に電線共同溝である事を示しています。<br>業務に従事(平成19年度 平成19年4月～平成20年3月)していた事を証明する資料及び添付図面(次頁以降7枚)<br>1特記仕様書(2) P5<br>2尼崎駅前1号線(北側) 道路整備その他工事　計画平面図　P67<br>3尼崎駅前1号線(北側) 道路整備その他工事　系統図(E管路)　P76<br>4尼崎駅前1号線(北側) 道路整備その他工事　系統図(T管路)　P77<br>5尼崎駅前1号線(北側) 道路整備その他工事　系統図(R管路)　P78<br>6尼崎駅前1号線(北側) 道路整備その他工事　電線共同溝縦断図 (1)　P138 |

| | |
|---|---|
| 回答内容 | 貴社から令和8年9月11日までに提出された資料について、本市として以下のとおり判断しました。<br>1特記仕様書(2) P5<br>2尼崎駅前1号線(北側) 道路整備その他工事　計画平面図　P67<br>3尼崎駅前1号線(北側) 道路整備その他工事　系統図(E管路)　P76<br>4尼崎駅前1号線(北側) 道路整備その他工事　系統図(T管路)　P77<br>5尼崎駅前1号線(北側) 道路整備その他工事　系統図(R管路)　P78<br>6尼崎駅前1号線(北側) 道路整備その他工事　電線共同溝縦断図 (1)　P138<br>いずれも「尼崎駅前1号線(北側) 道路整備その他工事」の仕様書及び図面であり、[redacted]が工事監理業務を受託していること及び[redacted]氏が工事監理業務に従事したことが記載されていないため、担当技術者の「業務の実績が確認できる書類」と判断できませんでした。<br><br>よって、令和8年9月11日付け奈総契第31号「令和8年9月4日開札『電線共同溝整備工事に伴う現場技術業務委託』にかかる事後審査資料の追加資料の提出について(通知)」において、令和8年9月14日(月)午前10時を最終期限とし、以下3点の書類の追加提出を求めました。<br>・[redacted]の代表取締役印と日付が記載された[redacted]氏の経歴書(←文書①)<br>・[redacted]が「尼崎駅前1号線(北側)道路整備その他工事」の工事監理業務を受託した契約書の写し(←文書②)<br>・「尼崎駅前1号線(北側)道路整備その他工事」の工事監理業務に電線共同溝整備工事が含まれていることがわかる仕様書や設計書(←文書③)<br>これに対する貴社の回答状況は、次のとおりでした。<br>文書①　[redacted]氏が[redacted]において工事監理業務に従事した経歴についての証明を求めたものですが、最終提出期限までに提出されませんでした。<br>文書②　提出のあった工事監理業務を[redacted]から[redacted]が受託した証明を求めたものですが、提出はありませんでした。<br>文書③　提出のあった事例が工事監理業務であることの証明を求めたものですが、追加の提出はありませんでした。<br>別途、新たな資料の提出もありましたが、いずれも業務の実績が確認できる書類とは認められませんでした。<br><br>以上のことから、貴社が電線共同溝整備工事の工事監理業務の受託実績を証明するに足りる書面を提出期限までに提出されなかったこととし、失格としたものです。 |

(再苦情処理手続に係る明示)
「奈良市公共工事等苦情処理手続要領」に基づき、この回答書による説明に不服がある方は、回答書を受け取った日の翌日から起算して7日以内(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条に規定する市の休日を除きます。)に、再苦情申立書(別記第5号様式)により、再苦情の申立てを行うことができます。
再苦情の申立てがあった場合は、奈良市入札監視委員会に審議を依頼し、同委員会から審議結果の報告を受けます。この審議結果を踏まえ、委員会から報告を受けた日の翌日から起算して7日以内(市の休日を除きます。)に、再苦情申立者に対し、書面により回答します。

市長は、申立てが認められなかったときはその理由を、申立てが認められたときは市長が講じようとする措置の概要を、それぞれ再苦情申立者に対し明らかにします。

再苦情申立者に回答したときは、再苦情申立者が提出した書面及び市長が回答した書面を、閲覧に供する方法により公表します。

再苦情の申立てが、申立期間を経過していること、所定の事項を記載した書面による申立てが行われていないこと、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められることなどに該当するときは、その申立てを却下します。

なお、再苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではありません。

【再苦情申立書提出場所】

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部契約課

電話番号:0742-34-4743